

令和6年12月10日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

県土整備局

目 次

ページ

I	神奈川県宅地建物取引業審議会の廃止について	1
II	神奈川版ライドシェアについて	2
III	神奈川県下水道公社のネットワークシステムがサイバー攻撃を受けたことによる 個人情報流出の可能性事案に係る対応について	5
IV	神奈川県県営住宅条例の一部改正について	7
V	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の一部改正について.....	8
VI	神奈川県建築士法関係手数料条例の一部改正について.....	10

I 神奈川県宅地建物取引業審議会の廃止について

1 審議会を廃止する理由

神奈川県宅地建物取引業審議会は、宅地建物取引業者及び宅地建物取引士に対する免許取消等の行政処分を行う際の諮問機関であるが、県は、同審議会に諮ったうえで宅地建物取引業者等の監督処分基準（以下「処分基準」という。）を制定したことから、同審議会を廃止する。

2 廃止後の対応

宅地建物取引業者等に対する行政処分は、処分基準に基づき適正に行う。

3 今後の予定

令和7年2月 令和7年第1回定例会に「附属機関の設置に関する条例」の一部改正議案を提出

令和7年3月末 神奈川県宅地建物取引業審議会を廃止

Ⅱ 神奈川版ライドシェアについて

1 趣旨

神奈川版ライドシェアについては、三浦市を実施主体とする実証実験を本年4月17日から12月16日まで行い、需要や安全面などの検証を進めている。

このたび、「神奈川版ライドシェア検討会議」等における検討を踏まえた12月17日以降の対応について、報告する。

2 実証実験の実施状況等

(1) 利用実績（4月17日から11月30日までの228日間）

項 目	内 容
ドライバー数	14 人
稼働台数	514 台（1 日平均 2.3 台）
利用実績	836 回（1 日平均 3.7 回）
事故・トラブル	0 件
主な乗車地、目的地	乗車地：三崎港周辺、目的地：三崎口駅周辺

(2) 実証実験における評価

これまで事故やトラブルはなく、安全に運行できており、また、アプリ配車のマッチング率※は約8割と、ライドシェアが稼働していない前年同期と比較すると約20ポイント向上していることから、神奈川版ライドシェアはタクシー不足問題の改善に有効な手段である。

※ 利用者がGOアプリを使用して、タクシーまたはライドシェアに乗ろうとした回数に対する実際に乗車できた回数の割合

(3) 採算性の検証

これまでの実証実験と同様のスキームの場合、収支は年間約120万円の不足となった。

(採算性の算定結果（1年間当たり）)

収入 a	支出 b	収支 a－b
利用料金	ドライバー報酬 (歩合＋シフト手当) 運行管理費 運行管理アプリ利用料 車両整備費 車載設備レンタル料 保険料	
約 550 万円	約 670 万円	△約 120 万円

※ 実証実験の実績を踏まえ、毎日19～25時に運行し、実車回数は日～木を2回、金土を10回、平均利用料金は3,500円/回として算定

3 神奈川版ライドシェア検討会議等の検討結果

地域の移動の足の確保に対応するため、収支の不足分は三浦市が負担することとし、「神奈川版ライドシェア検討会議」及び「三浦市地域公共交通会議」で関係者間の合意を得て、本格実施に移行することとした。

4 三浦市による本格実施に向けた試行

12月17日以降の本格実施に必要な経費を計上した補正予算案を、三浦市が市議会に提案したところ、本格実施として、後年度にわたり、市が収支の不足分を負担することについて、反対意見があった。

このため、市は、実証実験終了後の12月17日から令和7年3月末まで、本格実施に向けて試行していくこととした。

(事業スキーム比較)

項 目	実証実験 (4/17～12/16)	本格実施に向けた試行 (12/17～3/31)
実施主体	三浦市	同左
経費負担	神奈川県・三浦市	三浦市
根拠法令	道路運送法第78条第2号 (自家用有償旅客運送)	同左
協力事業者	芙蓉交通株式会社 京急三崎タクシー株式会社	京急三崎タクシー株式会社
出発地 時間帯	三浦市内 毎日 19 時から 25 時	同左
ドライバー 及び車両	三浦市在住者及び在勤者の 自家用車 14 台	三浦市在住者及び在勤者の 自家用車 10 台程度
利用料金	タクシーと同額 「GO」アプリで事前決済	同左
ドライバー 報酬	歩合 (利用料金の約 5 割)	歩合に加え、シフト手当を 支払い

5 今後の進め方

県は、12月17日以降も、引き続き、実務者会議に参画するとともに、利用促進に係る周知・広報など、市の取組に積極的に協力していく。

また、他の市町村から、神奈川版ライドシェアを実施したいという意向が示されれば、県は、実証実験で得られたノウハウやデータを活用して、市町村やタクシー会社とともに、導入に向けた検討を進めていく。

Ⅲ 神奈川県下水道公社のネットワークシステムがサイバー攻撃を受けたことによる個人情報流出の可能性事案に係る対応について

1 事案の概要

県が管理する流域下水道の維持管理業務等を受託している、県主導第三セクターである公益財団法人神奈川県下水道公社（以下、「公社」）において、10月9日にパソコンの不具合が発生し、公社が委託している保守業者が調査した結果、サイバー攻撃によりネットワークシステムがウイルスに感染していることが確認され、約26,000件の個人情報等が流出した可能性のあることが判明した。

2 流出の可能性のある個人情報

(1) 県からの受託業務に関連する情報

- | | |
|--|-------|
| ・ 処理場見学の申込者に関する情報（氏名、電話番号） | 約140件 |
| ・ 下水道ふれあいまつりの出演者・出展者に関する情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス） | 約390件 |
| ・ 災害発生時の公社の緊急連絡網（県及び公社職員の氏名、電話番号） | 約860件 |

(2) 公社の自主事業などに関連する情報

- | | |
|--|----------|
| ・ 書道・絵画コンクールの応募者に関する情報（学校名、児童の氏名） | 約14,000件 |
| ・ 下水道教室（学校名、教員の氏名、電話番号） | 約5,000件 |
| ・ 公社職員の採用及び人事に関する情報（氏名、住所、電話番号、年齢等） | 約1,700件 |
| ・ 市町から受託している水質管理業務等に関する情報（法人名、担当者の氏名、電話番号） | 約2,400件 |
| ・ 入札や契約に関する情報（法人名、担当技術者の氏名、住所、電話番号等） | 約1,500件 |

なお、公社は、サイバー攻撃が確認された後、速やかにネットワークシステムをインターネットから遮断する措置を講じた。また、現在調査中であるが、現時点において、情報の流出や、不正利用された事実は確認されていない。

3 情報が流出した可能性がある方への周知等の対応

10月10日

記者発表(県)

ホームページで事案の概要と謝罪を掲載(公社)

10月16日～11月29日

個人情報流出の可能性が生じた関係者に対し、個別に連絡又は、市町や学校の協力を頂きながら、お知らせと謝罪を実施(公社)

4 再発防止等

(1) 発生原因

保守業者が調査した結果、脅迫型の不正プログラムであるランサムウェアによるサイバー攻撃を受けたことが判明した。

(2) 再発防止

県は、公社に対し、個人情報等の重要な情報の適切な取扱いの徹底、及び情報セキュリティの強化を求めた。

公社は、重要情報保護の取組強化などの対策を検討し、実施する。

IV 神奈川県県営住宅条例の一部改正について

1 改正の趣旨

県営住宅の住宅セーフティネット機能を強化するため、子育て世帯向け住宅に入居できる対象者の範囲を拡大するなど、所要の改正を行う。

2 改正の概要

(1) 子育て世帯向け住宅の入居者資格要件の見直し

子育て世帯向け住宅の入居者資格の子どもの年齢要件を、「義務教育終了前」から「18歳に達する日以降の最初の3月31日まで」に拡大する。

(2) 若者夫婦世帯に対する優遇

入居者抽選の当選率の優遇を行う対象に、若者夫婦世帯（夫婦のみであり、いずれかが40歳未満の世帯）を追加する。

(3) DV被害者要件の見直し

単身入居者資格を得られるDV被害者（配偶者からの暴力を受けた被害者）の要件を規則で定めることとする。

なお、規則では、国の通知に基づき、「配偶者暴力支援センター等による保護を受けた者」、「女性相談支援センターによる保護に関する証明書が発行された者」等を要件として定める。

(4) その他の改正

用語の整理等の所要の改正を行う。

3 今後の予定

令和7年2月 第1回定例会に条例改正議案を提出

令和7年8月 改正条例の施行

V 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の一部改正について

1 改正の趣旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）施行令の改正を踏まえ、所要の改正を行う。

2 改正の概要

(1) 車椅子使用者用トイレの設置に係る規定の整備

延べ面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物については、従来の設置基準を維持するため、1以上の車椅子使用者用トイレの設置を義務付けるよう、規定を整備する。

(2) その他

バリアフリー法施行令の条項ずれに伴い、所要の改正を行う。

3 今後の予定

令和7年2月 第1回定例会に条例改正議案を提出

令和7年6月 施行

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の一部改正について

- バリアフリー法の改正施行令では、延べ面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物において、従前のとおり、車椅子使用者用トイレの設置を義務付けることが出来なくなることから、本条例を改正し、これを義務付ける。

バリアフリー法施行令の改正による 「車椅子使用者用トイレの設置基準」の影響

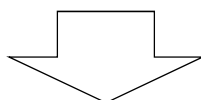
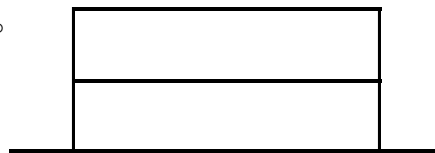
【現行】 建築物に1以上

- 延べ面積 500 m²以上 1,000 m²未満の建築物では、1以上設置される。



【改正】 床面積が 1,000 m²に達する毎に 1 以上

- 延べ面積 500 m²以上 1,000 m²未満の建築物では、設置義務が生じない。



1以上設置されるよう、条例により義務付け

VI 神奈川県建築士法関係手数料条例の一部改正について

1 改正の趣旨

建築士事務所の登録事務は、県が指定する登録機関が実施し、その手数料は本条例で定め、登録機関の収入としている。このたび、国から、手数料の考え方が新たに示されたため、本条例を改正する。

2 改正の概要

国が示した審査時間等の考え方を踏まえ、登録に係る手数料の額を改定する。

建築士事務所登録手数料

建築士事務所の区分	改 定 後	現 行
一級建築士事務所	2 万 2, 000 円	1 万 6, 000 円
二級・木造建築士事務所	2 万円	1 万 1, 000 円

3 今後の予定

令和 7 年 2 月	第 1 回定例会に条例改正議案を提出
令和 7 年 4 月～6 月	建築士等への周知
令和 7 年 7 月 1 日	改正条例の施行